

「大阪・関西万博」さらば万博。いくぞ徳島。関西プロモーション推進業務に係る
業者選定プロポーザル企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県の認知度向上及び誘客促進、さらに徳島の自動的な魅力発信を「仕組み化」し、万博効果を一過性とししない継続的な人の流れを生むことを目的とする。

(2) 業務名称

「大阪・関西万博」さらば万博。いくぞ徳島。関西プロモーション推進業務

(3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(6) 見積限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）
積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること。

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3（2）に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

ア 全ての構成員が、3（1）ア～カに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込み及び企画提案書等の提出について

（１）質問の受付

当該公募に係る質問は、質問書（様式第３号）により行うものとし、電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

質問の受付期間：令和７年８月２７日（水）から９月１０日（水）までの
午前８時３０分から午後５時まで（土・日・祝日を除く）

（２）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

参加申込書（様式第１号） １部

提出期限：令和７年９月１０日（水）午後５時まで（必着）

（３）企画提案書等の提出

次の書類等を作成し、ア～エに記載する書類等の正本１部、副本５部を持参又は郵送（書留で期限内必着）により事務局まで提出すること。

なお、企業共同体（JV）により参加する場合にあっては、ウ～エに記載する資料は構成する全ての事業者が提出すること。

ア 企画提案書（A4用紙5枚程度を目安に任意様式とし、記載項目は以下のとおりとする。）

① 業務実施計画

仕様書に基づき、以下の内容を中心に提案すること。

- ・徳島の自動的な魅力発信を「仕組み化」するプランと実現手法
- ・ワンコインクーポン未利用者＝来訪意向者が存在する状況を活かした業務プラン
- ・定量的プロモーション実績目標（KPI）の設定
- ・初期集中プロモーションの具体的な内容

② 業務実施スケジュール

③ 業務実施体制（業務実施に当たる具体的な体制）

※企業共同体（JV）にあっては、共同企業体協定書の写しを併せて提出すること。

イ 見積書（任意様式）

※見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

※以下の費用配分を目安とすること

徳島県ゾーンの活用および徳島での受入企画 ： 9,000千円

プロモーション施策 ： 18,000千円

調査分析および次年度プラン作成 ： 3,000千円

ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第２号）

エ 参考資料（類似業務実績など、企画提案内容を補足する資料）

※任意提出とする。

提出期限：令和７年９月１７日（水）午後５時まで（必着）

（４）提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地

徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当
電話：088-621-2130
電子メール：bampakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案書等の評価について

- (1) 企画提案の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。
選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。
- (2) 企画提案の評価（採点）は、書面審査を基本とするが、提案内容の説明等が必要と判断した場合は、プレゼンテーション、ヒアリング等を求める。
この場合は、実施時期等について提案者に別途、通知する。
- (3) 評価基準及び評価（選定）方法について
選定委員会において、別添の評価基準に基づき企画提案書等の採点を行い、その合計点を基準に最優秀提案者を選定する。
- (4) 評価結果
評価結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県ホームページにて公表する。
- (5) 評価対象からの除外
次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。
 - ア 3に記載する参加資格を満たさない者
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 2案以上の企画提案をした場合
 - エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (6) 提案者が1者であった場合の取扱い
提案者が1者の場合においても、評価を行うものとし、評価の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

6 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の（3）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

7 契約に関する事項

- (1) 契約に関する通知について
選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、徳島県観光スポーツ文化部万博推進課長（以下、「万博推進課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。
なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。
- (2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査

の上、委託契約を締結する。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 委託業務において制作された成果物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。

なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 その他の留意事項について

- (1) 書類の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された書類は、企画提案の評価以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、万博推進課長の了解を得ずに公表、又は使用してはならない。

9 スケジュール

募集開始	令和7年8月27日（水）
質問受付	令和7年8月27日（水）～9月10日（水）
参加申込書提出期限	令和7年9月10日（水）
企画提案書提出期限	令和7年9月17日（水）
選定委員会開催	令和7年9月下旬
選定結果通知	令和7年9月下旬